

## 許可の取消

事業者が偽りその他の不正により許可を受けたとき、又は許可基準に違反した者、許可の日より6ヶ月経過しても工事に着手しない場合は、許可を取り消すことができる。

## 資料の提出及び立入調査

町長は、事業者から井戸に関する資料を提出させ、又は職員を土地に立ち入らせて井戸に関する調査をすることができ

## 中止命令等

申請及び許可並びに地下水採取の許可基準の規定に違反した事業者に対し、中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復若しくはこれに代わるべき措置を命ずることができる。

## 罰則

中止命令等に違反した事業者は50万円以下の罰金、資料の提出、立ち入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した場合は30万円以下の罰金に処する。

## 経過措置

条例施行の際、すでに設置されている井戸については地下水採取の許可基準の規定による許可を受けたものとみなす。

## 飲用井戸等設置状況調査について

「立科町地下水保全条例」施行に伴い、関係資料作成のため、町内各地区の既設井戸の設置状況等を調査いたします。

実施期間：6月下旬～7月下旬

調査内容：個人井戸、グループ管理井戸、部落管理井戸の区分により、氏名・住所・井戸深度・使用不使用の確認を、部落長さんを通じて調査する予定です。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先：建設課 上下水道係 電話56-2311 有線2311

# 「信州佐久の水を守る」講演会

～水を取り巻く世界と日本の現状について～

入場は無料となっておりますので  
大勢の皆さんご参加ください

私たちの大切な水資源を未来へ引き継ぐため、佐久地域全体で保全に取り組む重要性を考えましょう。

日時 平成24年7月28日(土) 午後2時～午後5時 開場 午後1時30分

場所 佐久創造館(駒場公園内) 佐久市猿久保55番地

演題 ●水を取り巻く世界と日本の水事情について 東京都副知事・作家 猪瀬直樹 氏  
●佐久地域の地下水について 信州大学工学部土木工学科教授 中屋眞司 氏

## 今月は 河川愛護月間

日頃から道路や河川の維持管理につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今月は河川愛護月間ということで、「せせがやに ぼくも魚も すきとおる」をスローガンに河川愛護運動が推進されています。

町内でも、各地区で結成された河川愛護団体の皆さんにより、河川の草刈りや清掃作業が予定されています。

今後とも、良好な河川環境の保全や道路の維持管理にご理解、ご協力をお願い致します。

